

杉並区告示第513号

令和8年10月19日

杉並区長 岸本 聡子

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせるものを下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

杉並区上井草スポーツセンター

杉並区妙正寺体育館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

すぎなみスポーツパートナーズ

中野区中野二丁目14番16号

3 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで